

議案第 3 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

民法（明治29年法律第89号）の一部を改正する法律の施行により、個人による根保証契約について極度額の設定の義務化（令和2年4月1日）及び成年年齢が満18歳となること（令和4年4月1日）に伴い、沖縄県立高等学校管理規則の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

民法（明治29年法律第89号）

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第20条を次のように改める。

（入学の手続）

第20条 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書兼保証意思確認書（第6号様式）、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

第24条の見出し中「保護者及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

入学しようとする者は、保護者等（保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の学校に対して生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は、保証人を立てるものとする。

第24条第2項及び第3項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項、第46条第1項及び第3項並びに第47条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第3章中第47条の次に次の1条を加える。

（成年者の特例）

第47条の2 成年者に係る第24条第1項から第3項まで、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項、第46条第1項及び第3項並びに第47条の規定の適用については、第24条第1項中「入学しようとする者は、保護者等（保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の学校に対して生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は」とあるのは「入学しようとする者は」と、第24条第2項中「保護者等とともに生徒」とあるのは「生徒」と、同条第3項中「保護者等若しくは保証人」とあるのは「保証人」と、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項及び第46条第1項中「保護者等」とあるのは「保証人」と、同条第3項中「保護者等」とあるのは「遺族」と、第47条中「保護者等及び保証人」とあるのは「保証人」とする。ただし、当該成年者が誓約書兼保証意思確認書を提出した日において18歳未満である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該成年者の保護者等であった者は、なお保護者等であるものとみなす。

第63条第3項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第20条関係）

誓約書兼保証意思確認書	
沖縄県立 高等学校長 殿	
私は御校入学の上は、校則及び諸規則をよく守り、生徒の本分を尽くすことを誓います。	年 月 日
本人	
住所	
(ふりがな)	
氏名	
	年 月 日生
上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓約します。また、入学金、授業料及び受講料の納付については、金 円を限度に本人と連帯して保証します。	
	年 月 日
保護者等	
住所	電話 ()

	職 業 () 本人との続柄 () 氏 名 _____
	_____年 _____月 _____日生
上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓約 します。	
	保証人 住 所 _____ 氏 名 _____
	_____年 _____月 _____日生

(A 4 判)

注 保護者等又は保証人に係る記載が不要である場合には、適宜修正すること。

第7号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第8号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第9号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第10号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第11号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第12号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第13号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第14号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第15号様式中「保護者氏名 _____」を「保護者等氏名 _____」に、「許可くださるよう」を「許可を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

民法（明治29年法律第89号）の一部を改正する法律の施行により、個人による根保証契約について極度額の設定の義務化（令和2年4月1日）及び成年年齢が満18歳となること（令和4年4月1日）に伴い、入学・転学等の手続きにおける保護者及び保証人に関する規定を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 誓約書の記載事項に、保護者等による授業料等の保証に関する事項を追加し、様式の名称を改める。（第20条及び第6号様式関係）
- (2) 生徒の身元を保証し、休学、退学時に連署する者の範囲を改める。（第24条から第33条、第42条、第46条、第47条及び第63条関係）
- (3) 成年に達した生徒に係る規定を整理する。（第47条の2）
- (4) この規則は、令和4年3月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条、第465条の2及び第818条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第8条）</p> <p>第2章 教育活動（第9条—第16条）</p> <p>第3章 生徒（第17条—<u>第47条の2</u>）</p> <p>第4章 教職員及び学校組織（第48条—第75条）</p> <p>第5章 施設・設備（第76条—第88条）</p> <p>第6章 補則（第89条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第19条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第8条）</p> <p>第2章 教育活動（第9条—第16条）</p> <p>第3章 生徒（第17条—<u>第47条</u>）</p> <p>第4章 教職員及び学校組織（第48条—第75条）</p> <p>第5章 施設・設備（第76条—第88条）</p> <p>第6章 補則（第89条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第19条（略）</p> <p>（<u>入学の手続</u>）</p> <p>第20条 <u>入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書兼保証意思確認書（第6号様式）、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（<u>保証者及び保証人</u>）</p>
<p>（<u>入学の手続</u>）</p> <p>第20条 <u>入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、誓約書兼保証意思確認書（第6号様式）、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（<u>保証者及び保証人</u>）</p>	<p>（<u>入学の手続</u>）</p> <p>第20条 <u>入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者（成年者の場合は、保証人。以下同じ。）若しくは保護者が当該学区外に居住している者については保証人と連署した誓約書（第6号様式）及び戸籍抄本又は住民票の謄本に入学料を添えて、校長に提出しなければならない。</u></p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（<u>保護者及び保証人</u>）</p>

第24条 入学しようとする者は、保護者等（保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の学校に対して生徒に対する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は、保証人を立てるものとする。

2 保証人は、学校所在の市町村又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者等とともに生徒に関する責任を負うことができる者でなければならぬ。

3 保護者等若しくは保証人に変更があったとき、又は保護者等若しくは保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならぬ。

4 （略）

（転学）

第25条 他の高等学校へ転学しようとする者は、保護者等と連署した転学願（第7号様式）を校長に提出しなければならない。

2～5 （略）

（転籍）

第26条 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間の転籍をしようとする者は、保護者等と連署した転籍願（第8号様式）を校長に提出しなければならない。

2 （略）

第24条 保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。

2 保証人は、学校所在の市町村又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者とともに生徒に関する責任を負うことができる者でなければならぬ。

3 保護者若しくは保証人に変更があったとき、又は保護者若しくは保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならぬ。

4 校長は、保証人を適当でないと認めるときは、これを変更させることができるものとする。

（転学）

第25条 他の高等学校へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願（第7号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転学願を受けた場合において、転学の事由が適当であると認めたとときは、その事由を記載した書面、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

3 転学先の校長は、教育上支障がなく、かつ、適当と認められた場合には、相当学年に転入学を許可することができる。

4 校長は、前項の転入学を許可した場合には、その生徒が従前在学していた学校の校長にその旨を通知するとともに、当該校長から速やかにその生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）を、健康診断書その他必要な書類の送付を受けなければならない。

5 転入学を許可された者については、第20条及び第21条の規定を準用する。

（転籍）

第26条 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間の転籍をしようとする者は、保護者と連署した転籍願（第8号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転籍願を受けた場合において、教育上支障がなく、かつ、適当と認めるときは、相当学年に転籍を許可することができる。

(転科)

第27条 他の学科に転科しようとする者は、保護者等と連署した転科願（第9号様式）を校長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(退学)

第28条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保護者等と連署した退学願（第10号様式）を校長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(留学)

第29条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者等と連署した留学願（第11号様式）を校長に提出しなければならない。

2～6 (略)

(転科)

第27条 他の学科に転科しようとする者は、保護者と連署した転科願（第9号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の転科願を受けた場合において、教育上支障がなく、かつ、適当と認めるときは、相当学年に転科を許可することができる。
- 3 前項の規定による転科の許可は、学年始めに行うものとする。

(退学)

第28条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保護者と連署した退学願（第10号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、退学を許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により退学を許可した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(留学)

第29条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願（第11号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の留学願を受けた場合において、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学を許可したときは、生徒の在学証明書、成績証明書その他必要な書類を留学先の高等学校の校長に送付しなければならない。
- 4 校長は、留学を許可するに当たっては、あらかじめ、留学先の外国の高等学校との間で協議を行い、当該留学の概要を把握するものとする。ただし、やむを得ない事情により協議を行うことが困難な場合は、学校間の協議を行わないことができる。
- 5 校長は、第2項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を当該生徒の在学する高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 6 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第39条の規定に基づき、第11条第1項に規定する学年の中途においても、各学年の課程の修了又は卒

<p>(休学)</p> <p>第30条 病気その他の事由により、休学をしようとする者は、<u>保護者等</u>と連署した休学願（第12号様式）に医師の診断書その他の事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならぬ。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(休学の取消し)</p> <p>第31条 休学の許可を受けた者がその許可を受けた後、3月以内にその事由が消滅したときは、<u>保護者等</u>と連署した休学取消願（第13号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添え、校長に休学の取消しを願ひ出ることができ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(復学)</p> <p>第32条 休学中の者が復学しようとするときは、<u>保護者等</u>と連署した復学願（第14号様式）に、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再入学)</p> <p>第33条 退学した者が同一の学校へ再入学しようとするときは、<u>保護者等</u>と連署した再入学願（第15号様式）を校長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p>	<p>業を認定することができる。</p> <p>(休学)</p> <p>第30条 病気その他の事由により、休学をしようとする者は、<u>保護者</u>と連署した休学願（第12号様式）に医師の診断書その他の事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学しようとする者が第1項に定める手続きを行ったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して3年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない者については、これを退学させるものとする。</p> <p>(休学の取消し)</p> <p>第31条 休学の許可を受けた者がその許可を受けた後、3月以内にその事由が消滅したときは、<u>保護者</u>と連署した休学取消願（第13号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添え、校長に休学の取消しを願ひ出ることができ。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を取り消すことができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第32条 休学中の者が復学しようとするときは、<u>保護者</u>と連署した復学願（第14号様式）に、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、復学を許可することができる。</p> <p>(再入学)</p> <p>第33条 退学した者が同一の学校へ再入学しようとするときは、<u>保護者</u>と連署した再入学願（第15号様式）を校長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 校長は、前項の再入学願の事由が適当であると認めるときは、相当学年に再入学を</p>
---	--

許可することができる。

第34条～第41条 (略)

(欠席等の届出)

第42条 生徒が欠席するときは、保護者等と連署した欠席届を校長に提出しなければならない。

2・3 (略)

第34条～第41条 (略)

(欠席等の届出)

第42条 生徒が欠席するときは、保護者と連署した欠席届を校長に提出しなければならない。

2 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

- (1) 忌引
 - (2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止
 - (3) 前2号に定めるもののほか、校長が必要と認めた場合
- 3 前項の忌引日数は、次のとおりとする。
- (1) 父母 7日
 - (2) 祖父母、兄弟、姉妹 3日
 - (3) 曾祖父母、伯叔父母 1日
 - (4) その他同居の親族 1

第43条～第45条 (略)

(生徒の異動等の届出)

第46条 生徒が住所又は氏名を変更したときは、保護者等と連署した住所、氏名変更届を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の氏名の変更については、戸籍抄本を添付するものとする。
- 3 生徒が死亡したときは、その保護者等は死亡届を速やかに校長に提出しなければならない。

(寄宿舎への入舎)

第47条 寄宿舎に入舎しようとする者は、保護者等及び保証人と連署した入舎願を校長に提出しなければならない。

第43条～第45条 (略)

(生徒の異動等の届出)

第46条 生徒が住所又は氏名を変更したときは、保護者と連署した住所、氏名変更届を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の氏名の変更については、戸籍抄本を添付するものとする。
- 3 生徒が死亡したときは、その保護者は死亡届を速やかに校長に提出しなければならない。

(寄宿舎への入舎)

第47条 寄宿舎に入舎しようとする者は、保護者及び保証人と連署した入舎願を校長に提出しなければならない。

(成年者の特例)

第47条の2 成年者に係る第24条第1項から第3項まで、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項及び第3項並びに第47条の規定の適用については、第24条第1項中「入学しようとする者は、保護者等（保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）その他の学校に対して生徒に関する責任を負う者として教育委員会が定める者をいう。以下同じ。）のもとから通学できない状況にある場合は「生徒」とあるのは「入学しようとする者は」と、第24条第2項中「保護者等とともに生徒」とあるのは「生徒」と、同条第3項中「保護者等若しくは保証人」とあるのは「保証人」と、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第42条第1項及び第46条第1項中「保護者等」とあるのは「保証人」と、同条第3項中「保護者等」とあるのは「遺族」と、第47条中「保護者等及び保証人」とあるのは「保証人」とする。ただし、当該成年者が誓約書兼保証意思確認書を提出した日において18歳未満である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該成年者の保護者等であった者は、なお保護者等であるものとみなす。

第48条～第62条（略）

(学校評価)

第63条（略）

2 (略)

3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者等その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 (略)

(新設)

第48条～第62条（略）

(学校評価)

第63条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は

その結果を、教育委員会に報告するものとする。

第64条～第89条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

第6号様式 (第20条関係)

誓約書兼保証意志確認書	
沖縄県立 高等学校長 殿	
私は御校入学の上は、校則及び諸規則をよく守り、生徒の本分を尽くすことを誓います。	年 月 日
本人	
住所	
(ふりがな)	
氏名	年 月 日生
保護者等	
住所	電話 ()
職業 ()	本人との続柄 ()
氏名	
	年 月 日
上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓約します。また、入学科、授業料及び受講料の納付については、金 円を限度に本人と連帯して保証します。	
保護者等	
住所	電話 ()
職業 ()	本人との続柄 ()
氏名	
	年 月 日生
上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責	

誓約書	
沖縄県立 高等学校長 殿	
私は御校入学の上は、校則並びに諸規則をよく守り、生徒の本分をつくすことを保護者及び保証人と連署して、かたく誓います。	年 月 日
本人	
住所	
(ふりがな)	
氏名	年 月 日生
保護者	
住所	電話 ()
職業 ()	本人との続柄 ()
氏名	
	年 月 日生
保証人	
住所	電話 ()
氏名	
	年 月 日生

(A4判)

任を負うことを誓約します。

保証人
住所
氏名

____年 ____月 ____日生

(A 4判)

注 保護者等又は保証人に係る記載が不要である場合には、適宜修正すること。

第7号様式 (第25条関係)

転学願	年 月 日
沖縄県立____高等学校長 殿	
課程 科第 学年 組	
生徒氏名	
保護者等氏名	
下記のとおり、転学したいので、許可を____お願いします。	
転学先	____立____高等学校 課程 科 学年
事由	

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第8号様式 (第26条関係)

転籍願	年 月 日
-----	-------

第7号様式 (第25条関係)

転学願	年 月 日
沖縄県立____高等学校長 殿	
課程 科第 学年 組	
生徒氏名	
保護者 氏名	
下記のとおり、転学したいので、許可くださるようお願いいたします。	
転学先	____立____高等学校 課程 科 学年
事由	

(A 4判)

第8号様式 (第26条関係)

転籍願	年 月 日
-----	-------

沖縄県立____高等学校長 殿

課程	科第	学年	組
生徒氏名			
保護者等氏名			

下記のとおり、転籍したいので、許可を______お願いします。

記

転籍先 課程 科第 学年

事由

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第9号様式 (第27条関係)

沖縄県立____高等学校長 殿

課程	科第	学年	組
生徒氏名			
保護者等氏名			

下記のとおり、転科したいので、許可を______お願いします。

記

転科先 課程 科第 学年

事由

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第10号様式 (第28条関係)

沖縄県立____高等学校長 殿

課程	科第	学年	組
生徒氏名			
保護者 氏名			

下記のとおり、転籍したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

転籍先 課程 科第 学年

事由

(A 4判)

第9号様式 (第27条関係)

沖縄県立____高等学校長 殿

課程	科第	学年	組
生徒氏名			
保護者 氏名			

下記のとおり、転科したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

転科先 課程 科第 学年

事由

(A 4判)

第10号様式 (第28条関係)

退学願

年 月 日

沖縄県立__高等学校長 殿

科 第 学年 組

生徒氏名

保護者等氏名

下記のとおり、退学したいので、許可を__お願いいたします。

記

期 日 年 月 日

事由

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第11号様式 (第29条関係)

留学願

年 月 日

沖縄県立__高等学校長 殿

課程 科第 学年 組

生徒氏名

保護者等氏名

下記のとおり、留学したいので、許可を__お願いいたします。

記

期間 年 月 日から 年 月 日まで

留学先 国 名

学校名

留学の目的

(A 4判)

退学願

年 月 日

沖縄県立__高等学校長 殿

科 第 学年 組

生徒氏名

保護者 氏名

下記のとおり、退学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

期 日 年 月 日

事由

(A 4判)

第11号様式 (第29条関係)

留学願

年 月 日

沖縄県立__高等学校長 殿

課程 科第 学年 組

生徒氏名

保護者 氏名

下記のとおり、留学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

期間 年 月 日から 年 月 日まで

留学先 国 名

学校名

留学の目的

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第12号様式（第30条関係）

休 学 願		年 月 日
沖縄県立__高等学校長 殿	科 第 学年 組	
	生徒氏名	
	保護者等氏名	
下記のとおり、休学したいので、許可を__お願いいたします。		
期 日	年 月 日から	年 月 日まで
事 由		

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第13号様式（第31条関係）

休 学 取 消 願		年 月 日
沖縄県立__高等学校長 殿	科 第 学年 組	
	生徒氏名	
	保護者等氏名	
年 月 日から 年 月 日まで のため休学しております		
が、下記のとおり、その事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。		
期 日	年 月 日	より

第12号様式（第30条関係）

休 学 願		年 月 日
沖縄県立__高等学校長 殿	科 第 学年 組	
	生徒氏名	
	保護者 氏名	
下記のとおり、休学したいので、許可くださるようお願いいたします。		
期 日	年 月 日から	年 月 日まで
事 由		

(A 4判)

第13号様式（第31条関係）

休 学 取 消 願		年 月 日
沖縄県立__高等学校長 殿	科 第 学年 組	
	生徒氏名	
	保護者 氏名	
年 月 日から 年 月 日まで のため休学しております		
が、下記のとおり、その事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。		
期 日	年 月 日	より

事由

(A 4判)
注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第14号様式 (第32条関係)

復学願		年	月	日
沖縄県立__高等学校長 殿	科	第	学年	組
生徒氏名				
保護者等氏名				
年 月 日から のため休学しておりました				
が、下記のとおり、復学したいので、許可を__お願いいたします。				
期 日	年	月	日	より
事 由	記			

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第15号様式 (第33条関係)

再入学願		年	月	日
沖縄県立__高等学校長 殿	科	第	学年	組
生徒氏名				
保護者等氏名				

事由

(A 4判)

第14号様式 (第32条関係)

復学願		年	月	日
沖縄県立__高等学校長 殿	科	第	学年	組
生徒氏名				
保護者 氏名				
年 月 日から のため休学しておりました				
が、下記のとおり、復学したいので、許可くださるようお願いいたします。				
期 日	年	月	日	より
事 由	記			

(A 4判)

第15号様式 (第33条関係)

再入学願		年	月	日
沖縄県立__高等学校長 殿	科	第	学年	組
生徒氏名				
保護者 氏名				

下記のとおり、再入学したいので、許可を_____お願いいたします。

記

期 日 年 月 日より
事 由

(A 4判)

注 成年に達した生徒については、「保護者等」を「保証人」とすること。

第16号様式～第22号様式 (略)

下記のとおり、再入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

期 日 年 月 日より
事 由

(A 4判)

第16号様式～第22号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（成年）

第四条 年齢二十歳をもつて、成年とする。

（個人根保証契約の保証人の責任等）

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であつて保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

（親権者）

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。